

第四次川越市総合計画 (基本構想、前期基本計画)



人がつながり、魅力があふれ、
だれもが住み続けたいまち 川越



川 越 市

川越市民憲章

昭和 57 (1982) 年 12 月 1 日制定

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治 45 年制定)



■市の花 山吹 (やまぶき)
(昭和 57 年制定)



■市の木 かし
(昭和 57 年制定)



■市の鳥 雁 (かり)
(平成 4 年制定)



ごあいさつ



平成 28 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる第四次川越市総合計画を策定いたしました。

策定過程においては、本市が未来に向け傾注すべき取組について、様々な手法を用い、多くの市民の皆様に御意見を伺つてまいりました。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行といった大きな課題に直面する中、第四次川越市総合計画では「子ども・子育て」

を新たな柱として位置付け、少子化対策や子育て支援に取り組むこととしております。

人口 35 万人を有する本市は、江戸時代に城下町として栄えた歴史を持つとともに、都心に近い立地でありながら、豊かな自然環境にも恵まれた都市です。農業、商業、工業のバランスが取れた産業構造を有し、近年では多くの観光客にお越しいただいている観光都市でもあります。

こうした本市の多彩な魅力をさらに高め、将来都市像として掲げた「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現を図るべく、計画を着実に推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、熱心に御議論いただきました、川越市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただいた多くの皆様に対し、心からお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

川越市長 川合 善明

策定にあたって

だれもが住み続けたいまちを目指して

第四次川越市総合計画は、日本が初めて直面する少子高齢化とともに人口減少社会に、市としていかに対処し持続ある社会を形成するかに主眼を置きました。

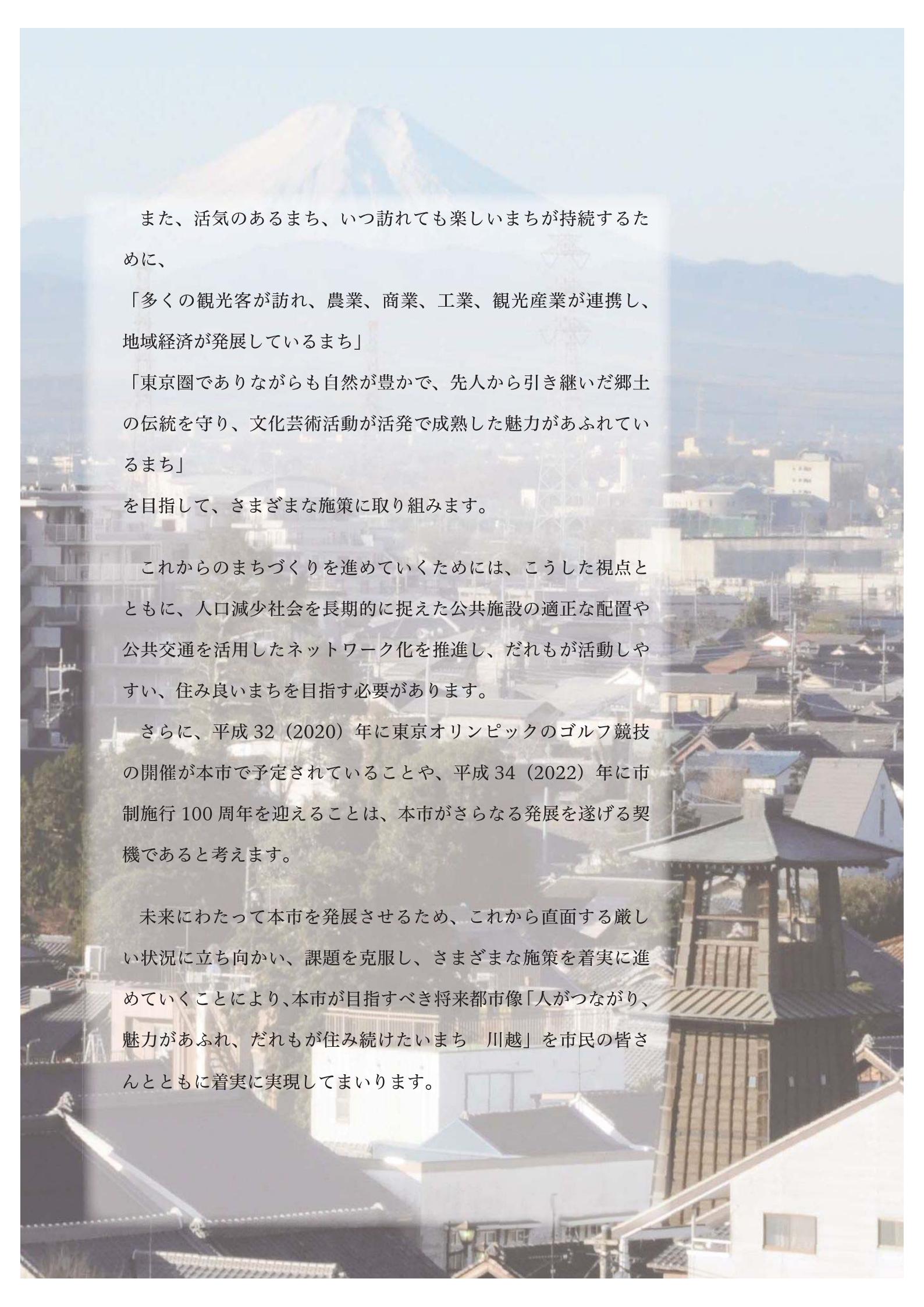
こうした課題や市民ニーズを認識した上で、これまでの施策を検証し、活力と魅力に満ちた都市として発展するよう、さまざまな観点から検討を行ってまいりました。

平成 27（2015）年 8 月、本市の人口は 35 万人に達しました。人口の増加は、にぎわいの創出や経済の活性化など、まちに活気をもたらすだけではなく、本市が住みたいまちとして評価を受けている証でもあり、自治体として望むところです。

しかしながら、本市においても第四次川越市総合計画の期間中である平成 30（2018）年には人口のピークを迎え、その後は減少していくことが推計されています。そのため、本市の活力を未来につなぐ少子化対策、進行が顕著である高齢化に向けた対策をそれぞれ喫緊の課題と捉え、具体的な施策を講ずる必要があります。

第四次川越市総合計画では、川越の近未来を、「子育てにやさしい、地域社会で子どもたちを健やかに育んでいるまち」

「高齢者が生きがいを持ち、安心して元気に暮らしているまち」「地域の課題を地域で解決する、市民がまちづくりに積極的に取り組んでいるまち」として描き、これらの実現に向けて取り組むことが重要と考えています。



また、活気のあるまち、いつ訪れても楽しいまちが持続するためには、

「多くの観光客が訪れ、農業、商業、工業、観光産業が連携し、地域経済が発展しているまち」

「東京圏でありながらも自然が豊かで、先人から引き継いだ郷土の伝統を守り、文化芸術活動が活発で成熟した魅力があふれているまち」

を目指して、さまざまな施策に取り組みます。

これからのかまちづくりを進めていくためには、こうした視点とともに、人口減少社会を長期的に捉えた公共施設の適正な配置や公共交通を活用したネットワーク化を推進し、だれもが活動しやすい、住み良いまちを目指す必要があります。

さらに、平成 32（2020）年に東京オリンピックのゴルフ競技の開催が本市で予定されていることや、平成 34（2022）年に市制施行 100 周年を迎えることは、本市がさらなる発展を遂げる契機であると考えます。

未来にわたって本市を発展させるため、これから直面する厳しい状況に立ち向かい、課題を克服し、さまざまな施策を着実に進めていくことにより、本市が目指すべき将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を市民の皆さんとともに着実に実現してまいります。

目 次

【はじめに】	1
1 総合計画とは	2
2 総合計画の名称、構成、期間	2
(1) 計画の名称	2
(2) 計画の構成	2
(3) 計画の期間	3
3 第四次川越市総合計画の前提となる社会状況	3
(1) 本市を取り巻く社会状況	3
(2) 本市において今後想定される出来事等	7
 【基本構想】	9
1 基本構想の理念	10
2 都市づくりの目標	11
(1) 将来都市像	11
(2) 基本目標	11
(3) 将来人口	12
(4) 土地利用構想	12
3 施策の大綱	16
(1) 分野別の方針性	16
 【前期基本計画】	25
第1 本市の状況と見通し	27
1 人口推計	28
(1) 本市の人口	28
(2) 年齢別構成	29
(3) 世帯の状況	30
2 土地利用	31
(1) 現状と課題	31
(2) 基本的な考え方	31
(3) 土地利用の方向性	31
(4) 機能連携の強化	32
3 産業	34
(1) 本市産業の現状	34
(2) 就業者数	38
(3) 市内総生産額	39

4 財政状況見通し	40
(1) 川越市の財政状況	40
(2) 今後の財政収支	44
5 市民意識の現状	46
(1) 市民満足度調査	46
(2) 市民参加結果	48
 第2 分野別計画	51
施策の体系	52
 第1章 子ども・子育て	
子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち	55
 第2章 福祉・保健・医療	
住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	65
 第3章 教育・文化・スポーツ	
歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち	79
 第4章 都市基盤・生活基盤	
安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち	95
 第5章 産業・観光	
地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち	117
 第6章 環境	
地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち	131
 第7章 地域社会・市民生活	
地域で支え合う、安全で安心なまち	143
 第8章 住民自治・行財政運営	
つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進	161
 [資料編]	
1 第四次川越市総合計画策定経過	176
2 川越市総合計画審議会	178
3 市民参加の取組概要	181
4 庁内体制	184
5 第四次川越市総合計画 指標一覧	187
6 個別計画一覧	192

はじめに

はじめに

1 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

「第四次川越市総合計画」は、「川越市総合計画策定条例*」に基づき策定した計画で、平成28（2016）年度以降10年間のまちづくりを進める新たな指針となるものです。行政は、この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担うことになります。

2 総合計画の名称、構成、期間

（1）計画の名称

計画の名称は、「第四次川越市総合計画」とします。

（2）計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

- ア 基本構想は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想です。
- イ 基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画です。
- ウ 実施計画は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画です。

*川越市総合計画策定条例：平成23（2011）年の「地方自治法」の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けはなくなったが、本市は、長期的視点から総合的かつ計画的に行政運営を行うための計画を策定する根拠として、平成26（2014）年に「川越市総合計画策定条例」を制定した。

(3) 計画の期間

- 計画の期間は、次のとおりとします。
- ア 基本構想は、平成 28（2016）年度を初年度とし、期間を 10 年間とします。
 - イ 基本計画は、平成 28（2016）年度を初年度とし、前期の期間を 5 年間、後期の期間を 5 年間とします。
 - ウ 実施計画は、計画期間を 3 年間とし、毎年度改定します。

年度	平成 西暦	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025
基本構想	基本構想（10 年間）										
基本計画	前期基本計画（5 年間）						後期基本計画（5 年間）				
実施計画	実施計画（3 年間）（毎年度改定）										

3 第四次川越市総合計画の前提となる社会状況

(1) 本市を取り巻く社会状況

ア 人口減少と少子高齢化の進行

平成 24（2012）年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計*）によれば、我が国の人口は、平成 38（2026）年に 1 億 2,000 万人を、平成 60（2048）年には 1 億人を下回ると推計されています。

本市においては、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が始まっています。総人口については平成 30（2018）年、また、世帯数は平成 37（2025）年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計しています。

14 歳以下の年少人口は、平成 27（2015）年の 45,537 人が平成 37（2025）年には 40,409 人へと減少しますが、65 歳以上の高齢者人口は、平成 27（2015）年の 84,779 人が平成 37（2025）年には 95,682 人へと増加すると推計しています。

本市においては、人口減少と少子高齢化の進行に対応した取組を進めていくことが求められています。

*出生中位・死亡中位推計：人口の将来推計は、将来の出生数、死亡数などを推計することで得られる。推計に当たり、出生率や死亡率などが将来どのような値になるか不確定要素が大きいため、出生及び死亡の推移がそれぞれ中くらいの場合、高い場合、低い場合の仮定を設けて推計し、それらをそれぞれ中位推計、高位推計、低位推計と呼ぶ。

イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化

三大都市圏の抱える課題として、平成 25（2013）年に第 30 次地方制度調査会が行った「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、「高齢化対策について極めて短期間のうちに講じる必要性がある」とし、「高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。」と指摘しています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行が市民生活や市政運営に与える影響を避けることはできません。このような中、引き続き安心して市民生活を送ることができるように、公共的活動を担う市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化に向けた取組が求められています。

ウ 住民自治の推進

住民自治について、平成 26（2014）年に地方分権改革有識者会議がとりまとめた「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」では、今後、住民の政策形成過程への参画や、住民と行政の協働など、住民自治のしくみを取り入れていくべきであるとしています。

本市においても、市民ニーズを捉えた個性あるまちづくりを進めていくため、これまで以上に市政への市民参加を進めるとともに、地域の課題解決に市民自らが関わるしくみづくりを進めていくことが求められています。

エ 持続可能なまち（財政、社会資本、環境）

少子高齢化など大きな社会状況の変化が生じている中、以下に示す財政の観点、社会資本の観点、環境の観点等から、持続可能なまちを目指すことが求められています。

（財政の観点）

少子高齢化の進行や、経済成長の大きな伸びが期待できないことなどから、市税をはじめとする収入は中長期的には横ばいまたは減少が見込まれる一方で、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想されます。このことから、本市の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。

今後、積極的に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが求められています。

（社会資本の観点）

少子高齢化が進行し、人口が減少していく中、今後、公共施設やインフラ施設といった社会資本が一斉に更新時期を迎えます。

本市においては、昭和 47（1972）年から 10 年ほどの間に、多くの公共施設を整備しました。これらの施設は、しゅん工後 50 年を迎える平成 34（2022）年頃から、更新需要のピークを迎えると予想しています。道路や橋りょう、上下水道等のインフラ施設とともに、需要を適切に捉えて更新や統廃合、長寿命化などを行っていくことが求められています。

（環境の観点）

世界規模での人口の増加や経済活動に伴うエネルギー消費量の増加等を背景として、地球環境に対する負荷が増大しています。特に、温室効果ガス排出量の増加に伴う地球温暖化は、平均気温や海面水位の上昇を引き起こすほか、大規模な洪水や異常気象の発生に影響を及ぼすといわれています。

本市においても、市民、民間団体、事業者、行政が環境問題について共通の認識を持つとともに、経済発展や生活の質を維持向上させながら、環境への負荷を軽減するための具体的な行動を各主体が実践していくことが求められています。

才 産業の振興

国では脱デフレ社会に向けて成長戦略を推進し、近年では、株価の回復や雇用環境の改善など、景気回復に向けた兆しが見えるようになってきました。さらに、地方創生というテーマを掲げ、地方経済の改善を支援するための取組も進められています。

本市の活力を維持し、創出していくために、持続的な経済活動が重要であり、恵まれた交通利便性をはじめ、歴史や文化、東京近郊の観光地といった強みを生かしながら、産業の活性化に取り組むことが必要です。また、地産地消や付加価値の高い農産物の栽培など、東京圏にふさわしい農業施策に取り組んでいく必要があります。さらに、今後の人口減少と少子高齢化の進行を見据え、高齢者や女性を含め、労働力の確保も必要です。

カ 安全・安心な暮らし

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災や、近年頻発する自然災害の影響で市民の防災意識が高まっています。

また、近年、振り込め詐欺など、市民の日常生活を脅かす犯罪は後を絶ちません。さらに、高齢化の進行に伴う空き家の増加は、不審火や老朽化による倒壊、犯罪の温床となる不法侵入、景観の悪化などの要因になることが懸念されます。

本市では、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを行うことや、犯罪や災害に対する危機管理体制の強化を図る必要があります。また、市民自らも防災・防犯意識を高める取組が求められています。

キ 情報通信技術の発達

インターネットやスマートフォンをはじめとする近年のICT^{*}の飛躍的な発展は、生活の利便性を向上させ、産業の生産性や効率性を高めるなど、社会生活や経済活動に変化をもたらしました。

近年では、情報発信者と受信者同士がコミュニケーションを図ることができるソーシャルメディアの普及や、大量のデータを分析の対象とするビッグデータの活用が始まっています。

本市においても、市民と行政等、ICTを活用した双方向のコミュニケーションを充実させていくとともに、行政情報のオープンデータ化の取組を進めることが求められています。

ク 地方分権改革の進展

地方分権改革の起点となった平成5（1993）年の衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、この間、第1次・第2次地方分権改革が進められてきました。

第1次地方分権改革においては、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などによる制度の整備が図られてきました。

また、第2次地方分権改革においては、地方に対する規制緩和や都道府県から市町村への権限移譲、国と地方の協議の場の法制化などが行われてきました。

本市においても、必要な権限の移譲と財源の確保をしつつ、地方の発意に根ざした取組を進めることができます。

* ICT : Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

(2) 本市において今後想定される出来事等

ア 東京オリンピックのゴルフ競技の開催

本市で開催が予定されている、2020（平成32）年の東京オリンピックのゴルフ競技について、大会の円滑な運営に向けた準備を進めるとともに、大会の開催を契機とした観光客の誘致や市全体の活性化につなげるため、国内外へ向けて本市の魅力を積極的に発信する必要があります。

イ 市制施行100周年の節目

平成34（2022）年に、本市は市制施行100周年を迎えます。「第四次川越市総合計画」の計画期間内に、この大きな節目を迎えることを生かし、各分野において効果的に施策を推進していく必要があります。

ウ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通

横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡する圏央道は、平成32（2020）年までには、東名高速道路や中央、関越、東北、常磐等の各自動車道とつながり、全ての区間が開通する予定となっています。

今後は交通利便性の向上を生かし、産業や観光などの面において、本市の発展につながるような施策に取り組む必要があります。

基本構想

平成 28（2016）年度～平成 37（2025）年度

基本構想

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したもので、「第四次川越市総合計画」においても、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくります。

魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくります。

持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に向けて、平和で安全に、安心して過ごせるまちをつくります。

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

人がつながり、魅力があふれ、 だれもが住み続けたいまち 川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、8つの分野別的基本目標を定めます。

分野別的基本目標

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| ① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち | 子ども・子育て |
| ② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち | 福祉・保健・医療 |
| ③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち | 教育・文化・スポーツ |
| ④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち | 都市基盤・生活基盤 |
| ⑤ 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち | 産業・観光 |
| ⑥ 地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち | 環境 |
| ⑦ 地域で支え合う、安全で安心なまち | 地域社会・市民生活 |
| ⑧ つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進 | 住民自治・行財政運営 |

(3) 将来人口

本市の人口は、平成37（2025）年に約34万7千人と推計していますが、「第四次川越市総合計画」の施策を確実に行うことにより、人口35万人を目指します。

(4) 土地利用構想

ア 基本的な考え方

土地は、全ての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成等に努め、歴史や自然と調和のとれた魅力ある都市を目指します。

また、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行など、時代の潮流を的確に捉え、安全性、利便性、快適性、そして地域の特性を考慮し、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

特に土地の用途を転換する際には、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

イ 都市構造の構築

県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある、魅力にあふれ、活力に満ちた都市を目指します。

そのため、本市を取り巻くさまざまな課題に効率的かつ効果的に対応し、社会資本の有効活用を図りながら、都市機能の集約化とネットワーク化を促進することによって、誰もが自由、快適に移動できる質の高い都市として、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造*の構築を進めます。

*多極ネットワーク型の都市構造：市の中心的な拠点だけではなく、それ以外にも鉄道駅の周辺などに、人口、産業、行政機能、医療施設等が集約した拠点があり、市の中心的な拠点とそれ以外の拠点及び各拠点間が互いに公共交通等でアクセスできる都市構造のこと。

①集約化の促進

歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集約されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域を「地域核」と位置付け、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指します。

また、産業の集約している既存工業団地などを「産業拠点」に、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ*拠点」と位置付け、それぞれの役割に応じた活性化を図ります。

(都心核の形成)

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区から北部市街地地区に至る中心市街地を「都心核」と位置付けます。

このうち、三駅周辺地区は「都市的活動核」と位置付け、商業や業務などの機能の充実を図ります。また、歴史的な建造物のある北部市街地地区は「歴史・水・緑核」と位置付け、商業、文化、観光等の機能を高めた魅力ある都市空間の形成を図ります。

(地域核の形成)

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

(産業拠点の形成)

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地及び的場地区の工場集約地を「産業拠点」と位置付け、企業の誘致、工場の集約化などにより、産業拠点の形成を図ります。

(緑・アメニティ拠点の形成)

自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、大規模な樹林地、伊佐沼周辺などを「緑・アメニティ拠点」と位置付け、潤いある市民生活を支える拠点として活用するため、保全や整備を図ります。

*アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

②ネットワーク化の促進

市民生活の質や利便性の向上のため、都心核、地域核、各拠点の連携とともに、他都市との広域的な連携を図るなど、ネットワーク化を促進します。

(都心核・地域核・各拠点の連携)

都心核は地域核や各拠点と、地域核は都心核、他の地域核、各拠点との機能の連携を図ります。そのために都市計画道路等の幹線道路整備や公共交通の適正な配置に努め、総合的な交通体系の構築を目指します。

(他都市との連携)

他都市との連携を強化し、広域的な都市活動を円滑にするために、放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図ります。

ウ 土地利用の方向性

都市機能の集約化とネットワーク化を基本に「都市的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための諸施策を実施することにより、適切な土地利用を推進します。

①都市的土地利用

住宅地については、市民生活の質の向上を図るため、誰もが暮らしやすい住環境の整備に努めます。

商業・業務地については、地域の活性化や都市機能の向上を図るため、都心核は広域的、中核的な商業・業務地として、また、地域核は地域特性を踏まえた商業・業務地として、育成や誘導に努めます。

工業地については、生産環境と周辺環境の調和のもと、地域経済の活性化を図り、既存産業の振興や新たな産業の育成に努めます。

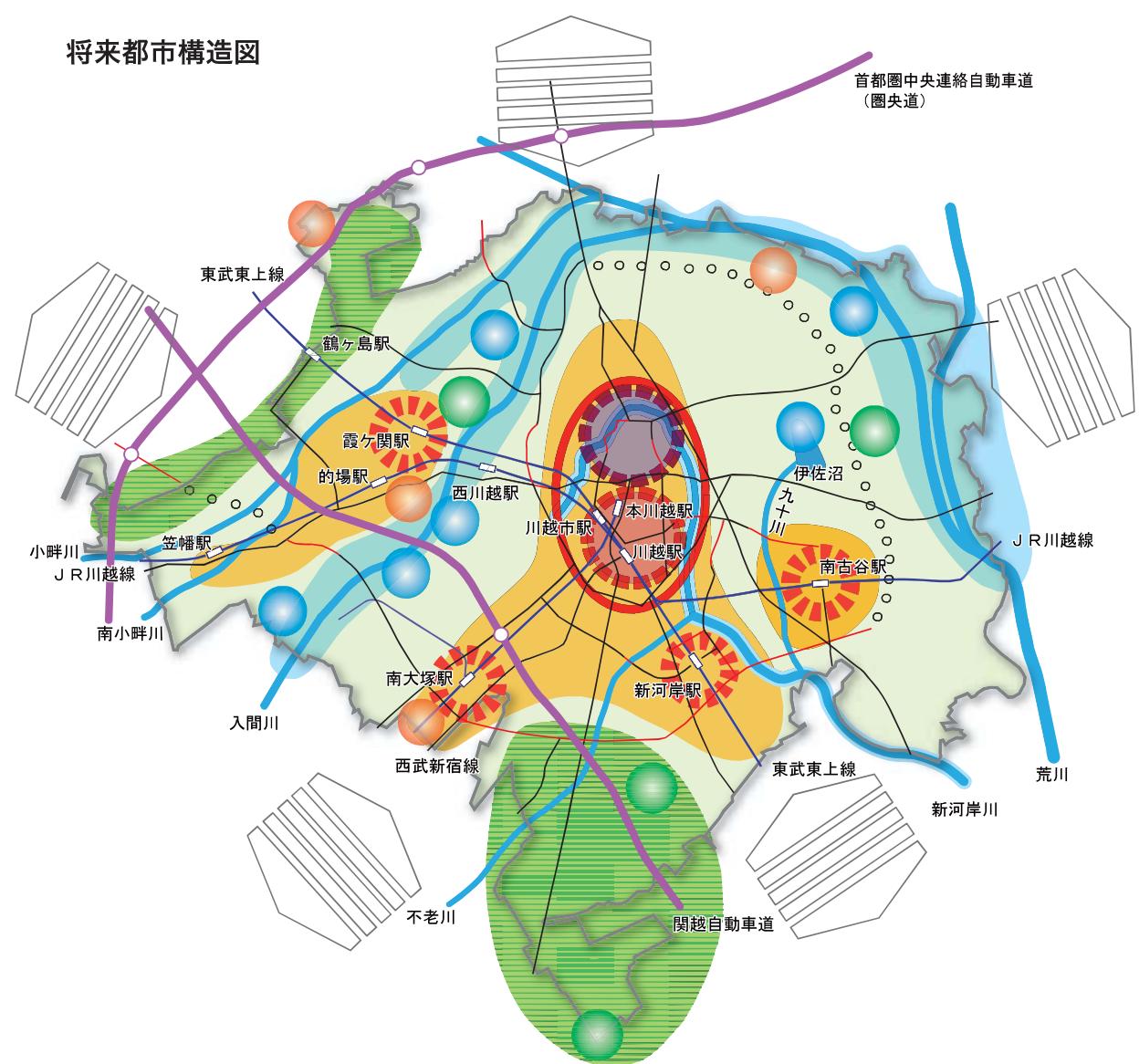
公園・緑地等については、人に潤いと安らぎを与えるとともに、生物の貴重な生育空間であることに配慮し、緑やオープンスペースの確保を図ります。

②自然環境的土地利用

農地や周辺の樹林地などについては、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため計画的な整備を行い、適切に維持管理します。

水辺環境や周辺の樹林地などについては、自然環境を保全し、育む観点から、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創出に努めます。

市民生活や都市活動などにより、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地などの自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。



凡　例		凡　例		凡　例	
■	高速道路・インターチェンジ	○	都心核	●	産業拠点
—	鉄道・駅	●	都市的活動核	●	水・緑拠点
—	主要幹線道路	●	歴史・水・緑核	●	緑・アーバニティ拠点形成
—	(赤線は整備中または未整備の路線)	●	地域核	●	水・緑ゾーン
○○○○○	主要幹線構想道路	■	地域活動ゾーン*	■	緑ゾーン
△△△△△	他都市との連携				
—	河川・沼				

ネットワーク軸

都心核・地域核形成

*地域活動ゾーン：快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたもの。

3 施策の大綱

(1) 分野別の方針

①子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

-子ども・子育て-

(少子化対策の推進)

若者がパートナーに出会い、川越で家庭を築きたいと思える環境づくりや、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進します。

(児童福祉の推進)

子どもの権利を擁護し、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、親が子育ての喜びを実感できるよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。

(幼児期の教育・保育と学童保育の充実)

幼児教育の支援を行うとともに、乳幼児期の保育ニーズに応えるよう保育の量の拡大や質の向上を図ります。また、放課後等の子どもの居場所の確保を図り、学童の保育環境の充実に努めます。

(青少年健全育成の推進)

青少年の社会参加を促進し、地域社会と協力して非行防止活動等を行うことにより、青少年の健全育成を推進します。

②住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

－福祉・保健・医療－

(高齢者福祉の推進)

医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる体制の構築を推進するとともに、高齢者の生きがいづくりの支援に努めます。

(障害者福祉の推進)

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人の社会参加や在宅生活への支援等を推進します。

(地域福祉の推進)

地域での助け合いにつながる意識づくりを進めるとともに、地域福祉*を担う人材育成や地域のネットワークの充実を図ります。

(社会保障の適正運営)

社会保障制度の充実を国に働きかけるとともに、適正かつ効果的な制度の運営に努めます。

(健康づくりの推進)

市民の自主的な健康づくりや、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりの支援を推進します。また、がん検診等の受診を奨励します。

(保健衛生・医療体制の充実)

精神保健対策、感染症予防、食の安全・安心の確保等を推進します。また、かかりつけ医の定着や病診連携等、地域医療体制の充実に努めます。

*地域福祉：障害の有無や年齢などに関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、市民、民間団体、事業者、行政が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

③歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

－教育・文化・スポーツ－

(生涯学習活動の推進)

市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び続けられる生涯学習の環境づくりを推進します。また、学びを通じて地域や世代間のつながりを広げます。

(生きる力を育む教育の推進)

児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心等が身に付く取組を推進します。また、幼児期の教育や保育と小学校の連携、小学校と中学校などの連携を図るとともに、きめ細かな生徒指導を充実させます。

(教育環境の整備・充実)

社会状況の変化に応じた学校施設等の整備、小学校や中学校の適正規模化、通学区域の弾力化を図ります。また、学校給食の充実を図ります。

(文化芸術活動の充実)

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

(文化財の保存・活用)

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区等について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

(多文化共生と国際交流・協力の推進)

国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

(生涯スポーツの推進)

スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、地域の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

④安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

－都市基盤・生活基盤－

(協働による計画的なまちづくりの推進)

県南西部地域の拠点都市として、計画的な土地利用のもと、都市機能を効率的に集約し、持続可能な都市構造の構築を目指します。また、市民、民間団体、事業者等との協働により、魅力と活力があるまちづくりを推進します。

(市街地整備の推進)

川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力あふれる中心市街地を形成するとともに、各鉄道駅周辺地区は、それぞれの地域の特性に合った生活拠点の整備を推進します。

(景観まちづくりの推進)

豊かな自然、歴史、文化を生かした、魅力ある都市景観の形成を推進します。

(道路交通体系の整備)

計画的な幹線道路等の整備により、交通需要等を踏まえた道路ネットワークの拡充を図ります。また、通学路等の安全を確保した道路環境の整備に努めます。

(交通ネットワークの充実)

ニーズに応じた適切な公共交通網の充実に努め、円滑な交通ネットワークの構築を総合的に推進します。

(治水事業の推進)

河川の改修等による浸水対策や、雨水管きょの整備等による内水対策を推進します。

(水道水の安定供給)

計画的かつ効率的な水道事業を推進します。また、安全な水道水の供給を行うとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新と配水管路等の耐震化を推進します。

(公共下水道事業の充実)

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図り、計画的かつ効率的な公共下水道事業を推進します。また、下水道施設の計画的な長寿命化や耐震化を推進します。

(公園・緑地の充実)

豊かな自然や歴史を生かしながら、公園や緑地の整備や活用を推進し、市民ニーズを捉えた快適な都市環境の充実に努めます。

(良好な住環境の創出)

住宅の安全性の向上や空き家対策などの住宅政策を推進し、安心して暮らせる地域づくりを図り、良好な住宅や住環境の創出に努めます。

⑤地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

－産業・観光－

(産業間の連携と中小企業支援)

農業、商業、工業、観光の相互連携を図るとともに、中小企業や創業の支援等、地域経済の活性化に向けた取組を推進します。

(就労の支援と労働環境の改善)

年齢や性別にかかわらずライフスタイルに応じた就労の支援を図るとともに、いきいきと安心して働く労働環境の改善を促進します。

(農業の振興)

地産地消の推進、農産物の付加価値の向上、多様な担い手の育成等により農業の活性化を図るとともに、農業への理解を深め、農業にふれあう機会の創出等に努めます。

(商業の振興)

さまざまな催しやPR等により、にぎわいの創出を図るとともに、後継者の育成や商店街の空洞化対策等による支援を行い、それぞれの特性に応じた魅力ある商業環境の形成に努めます。

(工業の振興)

工業製品の付加価値の向上や販路の拡大に向けた取組など、事業者のニーズに応じた支援に努め、ものづくりを支えます。また、優遇助成制度や情報発信等により新たな企業誘致に努めます。

(観光の振興)

歴史や文化などの地域特性を生かし、戦略的に観光事業を推進し、観光客数のさらなる増加や観光客の滞在時間の延長等を図ります。また、外国人観光客に向けた情報発信や受入環境の整備に努めます。

⑥地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

- 環境 -

(環境活動の推進)

環境に対する知識と理解を高めるとともに、市と協働して環境保全を進めていくための行動を実践できるような、地域づくり・人づくりを推進します。

(地球温暖化対策の推進)

市民や事業者等に対する啓発等により、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギー^{*}の導入を促進します。また、国、県、他市町村等と連携を図りながら、地球温暖化対策を推進します。

(循環型社会の構築)

ごみの発生や排出を抑制し、再利用や再資源化を進めるとともに、環境への負荷を可能な限り低減し、持続可能な循環型社会^{*}の構築を図ります。

(自然共生の推進)

地域や生活に調和した水と緑の自然環境を保全・創出し、生物多様性^{*}の保全を推進します。

(生活環境の保全)

監視や発生源への指導、啓発等により、大気環境、水・土壌環境、騒音・振動・悪臭などへの対策を図り、市民の生活環境の保全を推進します。

*再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみができるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

⑦地域で支え合う、安全で安心なまち

– 地域社会・市民生活 –

(地域コミュニティ活動の推進)

住み慣れた地域での地域活動の基盤である地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民、民間団体、事業者、行政が互いに協力し、地域づくりを推進します。

(平和で思いやりのある社会づくり)

市民参加によるさまざまな平和施策の充実を図ります。また、人権啓発活動を推進し、思いやりのある社会の構築を図ります。

(男女共同参画の推進)

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。また、政策や方針の決定過程における女性の参画や性別による役割意識の解消等を図ります。

(防災体制の整備)

避難支援体制の構築や災害応急対策の強化を図ることにより、地域の防災体制の充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

(消防・救急体制の充実)

自然災害や事件、事故などさまざまな状況に対応できるよう、消防・救急体制の整備を推進します。

(防犯対策の推進)

市民の防犯意識の啓発を図るとともに、自治会や商店街などと関係機関が連携し、安心して生活ができるよう防犯対策を推進します。

(交通安全対策の推進)

地域や関係機関と連携して交通マナーや安全意識の向上を図ります。また、交通安全施設の整備や通学路の安全対策を推進します。

(市民生活の支援)

多様化する市民生活に対応した相談体制の充実を図るなど、安全で安心な市民生活を支援します。

⑧つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

－住民自治・行財政運営－

(住民自治の推進)

市政への市民参加や住民主体の地域づくりと、市民、民間団体、事業者、行政による協働を推進するとともに、多様な主体間のネットワークの充実を図ります。また、地方分権を推進し、権限の移譲と財源の確保に努め、住民自治に資するしくみの充実を図ります。

(行政経営マネジメントの推進)

PDCA サイクル*による計画の進行管理を行い、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を行います。また、財源の確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。

(社会資本マネジメントの推進)

公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、まちづくりの在り方と需要を踏まえ、更新、統廃合、長寿命化等を推進します。

(情報化施策の推進)

ICT を活用して市民と市の双方向によるコミュニケーションや業務の効率化を推進するとともに、データの収集、分析、活用を図ります。

(広域的な連携の推進)

行政区域を越えた共通課題や単独の自治体で対応することが困難な課題に対して、他自治体等との連携によって、効率的かつ効果的に行政施策を推進します。

(時勢に応じた施策の推進)

東京オリンピックのゴルフ競技の開催、市制施行 100 周年、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通など、本市をめぐる時勢に応じた施策を推進します。また、シティセールス*を推進し、市の魅力を高め、その魅力をたゆみなく、効果的に発信します。

* PDCA サイクル：計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。

*シティセールス：地域資源の積極的・戦略的な「売り込み活動」を通じて、地域住民等周囲の人を巻き込みながら地域全体のイメージ向上を図る活動のこと。